

2025（令和7）年度 いじめ防止基本方針

逗子市立沼間中学校

I いじめ防止等に対する基本的事項

『逗子市いじめ防止基本方針』「I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」に準ずる。

https://www.city.zushi.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/723/20250114.pdf

Pdf 以下、抜粋。

1 いじめの定義

いじめは、法第2条で定めているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であるという認識が必要です。市では、逗子市教育大綱第1章に掲げる逗子教育ビジョンの『つながりに気づき つながりを築く』人づくりに基づき、いじめ対策への基本理念を以下に5つ掲げます。

● いじめは、人間として決して許されない行為であるということを、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他児童・生徒に関わるすべての人が、共有し、いじめの根絶に取り組みます。

● いじめの起こる場所・場面は、学校の内外を問わず様々であることから、児童・生徒の周囲にいる大人たちが、いじめが起こらないように見守ります。そのため、学校はもとより、家庭や地域、関係機関・団体、行政機関が連携して取り組みます。

● お互いを認めあう学級づくり、援助的・親和的な学級づくりなど、これまで市が取り組んできた支援教育を一層推進し、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校は、すべての教育活動を通じ、いじめの防止に取り組みます。

● いじめを防止するためには、あらゆる機会を通して、大人たちから児童・生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にする心を育む教育活動の推進に取り組みます。

● いじめを生まない土壤をつくるために、学校は、互いの存在を認め合う居場所づくりや心の通う絆づくりにつながるような集団づくり・学級づくりを進めます。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

○ 家庭や学校においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にする心”や“他者を尊重し、多様性を認めあう、思いやる力”を育むことが重要です。また、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。

○ 児童・生徒一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。

○ いじめの背景にある、児童・生徒が抱えている様々な問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要で

す。

- 児童・生徒が、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実するなど、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他者と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう取り組むことが必要です。
- 援助ニーズがある児童・生徒への支援が不十分であると、それがいじめにつながる要因となるため、ユニバーサルデザインや構造化された授業を展開し、互いに助け合って学んでいく環境をつくることが重要です。そのため、学級における「授業の工夫」、「援助的な学級集団づくり」などの一次支援を十分に行うことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 学校においては教職員が日頃から、児童・生徒の表情や態度のささいな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
また、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、児童・生徒が困ったときに相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、児童・生徒からの相談に真摯に対応することが必要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、市は家庭、地域をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どものいのちを守る意識を持つように働きかけることが必要です。

(3) いじめへの対処

- いじめには、チームで対応することが基本になります。学校においては、担任等が孤立したり、情報を抱え込んだりすることがないよう、教職員が連携して組織的に対応していくことが必要です。
- 学校は、在籍する児童・生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童・生徒への支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- 学校は、いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害に早急に対応します。また、インターネット上のいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。

(4) 地域や家庭との連携について

- P T A 等や地域の関係団体等と学校関係者が連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。
- いじめの対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒双方の保護者と学校が連携を図り、問題をより良く解決することが必要です。
- いじめの問題の解決に当たっては、子どもが放課後を過ごしている場所やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域や家庭が連携して対応することが必要です。

(5) 関係機関との連携について

- いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要になる場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察等と連携して対処する必要があります。
- 学校や逗子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係機関との適切な連携を図るため、平素から関係機関との情報交換や連絡会議の開催等情報共有体制を構築しておく必要があります。

II いじめ防止等に対する指導について

1. 指導の視点

以下、①から④の視点で、それぞれ具体的な取組を学校の実態に合わせて行っています。

① 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通した個と集団への働きかけ。

② 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

全ての生徒を対象に、生徒指導上の諸課題（特定の課題）の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な指導。

いじめ防止教育、SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等。

③ 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見しようとする取組や、早期に対応するための取組。

④ 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員や SC・SSW）だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO 等の関係機関との連携・協働による社会的自立を主目的とした取組。重篤化させない取組と重篤化したものへの取組との両方を扱う。

2. 具体的な取組

① 発達支持的生徒指導

○授業力向上、わかる授業づくりに努める

- ・校内外における研究・研修への積極的な参加
- ・同僚チームでの授業づくり・授業実践
- ・協働的な学びを意識した授業づくり・授業実践
- ・アンケートを活用した取組点検による授業改善。

○学年生徒集団、学校生徒集団の質を高める取組の実践

- ・生徒主体の行事づくりの支援

・行動について、生徒集団の実態に合わせて「任せる」：P

大人がやった方が速いことでも生徒の試行錯誤を「待つ」：D

できたことを「認める」：C

よりよくする方法を一緒に「模索する」：C→A

- ・アンケートを活用した取組点検による行事改善

○学校のきまりの浸透

- ・生徒主体できまりを見直し、「守らせるきまり」から「自ら守ろうとするきまり」へ。

(例) 生徒自身の価値観と他者の価値観との差に対して、どう折り合いをつけていくかを考えさせられるような支援をチームとして行う。

○誰にとっても居心地の良い校内環境づくり

- ・学校全体のユニバーサルデザイン化を段階的に進める。

- ・学びやすい学習環境を常に意識し、随時改善を図る。

- ・働きやすい職場環境作りを教職員全体で進め、教職員の心身の健康を保つ。

② 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

○以下の課題に対する防止のための取組を全校または学年で計画的に行う。

- ・いじめ防止、薬物乱用防止、データ DV、SNS トラブル防止、熱中症対策等
- ・年度途中に発生する諸課題に対して、必要に応じた取組を随時実施。

③課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

- ・チーム支援（状況によって多職種連携）
- ・生活アンケートの実施による早期発見
- ・校務支援「日々の様子」の入力
- ・朝の打ち合わせ、学年会、職員会議での情報共有
- ・ケース会議の効果的な実施
- ・支援シート作成・活用による個に応じた支援

④困難課題対応的生徒指導

- ・校内支援教室の運営の充実
- ・SCによる個別面談の実施
- ・警察との連携（学校警察連携制度の積極的な活用）
- ・療育教育総合センター、福祉機関、児童相談所、病院等との適時・適切な連携
- ・SSWとの積極的な連携（定期的な情報連携、ケース会議の実施等）
- ・フリースクール等、外部機関に関わっている個別ケースにおける丁寧な連携
- ・諸課題の専門知識について、広く浅く共通基準としてできる限り多くの教職員が研修を受け、学校全体の教育力の向上を図る。

III. いじめの認知とその後の対処について

1. 基本姿勢

いじめの認知及びいじめか否かの判断、認知後の対処まで必ずチームで対応する。

2. いじめ対策組織

校内支援委員会を中心に生徒指導担当等の関係部署

構成メンバー（・管理職・教務主任・生徒指導担当・教育相談CO・関係学級担任・関係学年代表・
支援教育部長・養護教諭）

※必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW、P&T役員、関係諸機関等も含む。

3. 対応の基本的な流れ

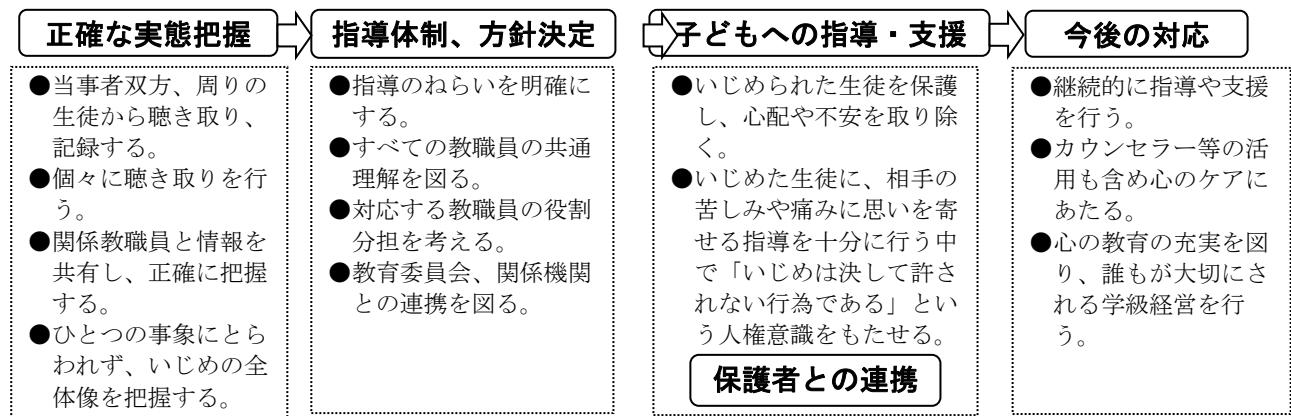
①認知の流れ

- ・児童生徒の気になる変化や言動に気づいた場合、原則としてその全てを「報告窓口」に報告する。
報告がためらわれるようなささいなもの、判断に迷うもの、いじめの可能性が低いと思われるものも含め報告する。
- ・生徒、保護者、学校外からの情報についても同様とし、報告する。
- ・報告窓口に報告した事案は全て「認知件数」としてカウントする。
- ・認知件数について、適時適切に市教委へ報告する。

②いじめか否かの判断の流れ

- ・「いじめ対策組織」のメンバーである生徒指導担当及び教育相談COを「報告窓口」とする。
- ・いじめの疑いも含めたいじめの情報を受けた者は、迅速に報告窓口の担当者に情報を提供する。
- ・報告を受けた担当者は緊急性の仮判断を行い、管理職の許可を得た後、緊急性の高低判断に基づき、いじめか否かの判断を学校として行う。
緊急性が低いと判断された場合：定期的な支援委員会でいじめか否かの判断を行う。
緊急性が高いと判断された場合：緊急のいじめ対策組織を招集しいじめか否かの判断を行う。
- ・いじめと判断した事案については、適時適切に市教委へ報告する。

③対処の流れ



4. 重大事態への対処

逗子市いじめ防止基本方針に則り対処する。

以下、抜粋

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国・県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」により適正に対応します。

学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は教育委員会を通じて市長に重大事態の発生を報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

- 重大事態かどうかの判断は、原則として学校が判断します。
- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

* いじめを受けていた児童・生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合。なお、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断します。例えば

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

* いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連續して欠席している場合は、上記目安にかかるわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。）

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に報告します。なお、教育委員会は、必要に応じて神奈川県教育委員会にも報告します。

(2) 調査の趣旨及び調査主体について
重大事態の調査主体は、発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査にあたり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会が調査主体となります。

教育委員会が行う調査は、逗子市いじめ問題調査委員会が主体となって調査します。

なお、教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、神奈川県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告も含め、適時・適切に情報提供を行います。

当該情報提供を行う際には、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めます。なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査は、直接、市長に報告します。なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長へ送付します。

(5) 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響を総合的に勘案して、適切に判断することとし、教育委員会が必要と認めた場合に公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行うこととします。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

学校で発生した重大事態について、調査を行った結果の報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、逗子市いじめ問題再調査委員会において再調査を実施します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事を派遣する等の重点的な支援等の必要な措置を講じます。また、学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、市長が議会に報告します。